

一般財団法人全国大学実務教育協会資格教育課程認定申請手続要項

制 定	H 2 1 .	3 . 2 3
一部改正	H 2 2 .	2 . 2 0
一部改正	H 2 4 .	1 2 . 1 5
一部改正	H 2 7 .	4 . 4
一部改正	H 2 8 .	1 2 . 1 7
一部改正	H 3 0 .	3 . 1 6
一部改正	2 0 2 0 .	3 . 1 1
一部改正	2 0 2 3 .	9 . 1 5

第1 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）に会員校として入会しようとする大学及びすでに入会の会員校が、新たに資格認定のための教育課程を設置し認定審査を受けようとする場合及び既に実施している資格の教育課程等に変更が生じる場合の手続きについては、この要項の定めるところによる。

第2 本協会に会員校として入会しようとする大学及び既に入会の会員校が、新たに資格認定のための教育課程を設置し認定審査を受けようとする場合は、別に定める資格を除き次に示す書類を本協会事務局に提出しなければならない。

- (1) 資格教育課程認定申請書 (様式2)
- (2) 大学の教育理念、教育目標、3つの方針（入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針（以下、「3つの方針」という。））と資格の位置付、教員・施設設備の状況 (様式5)
- (3) 教育課程編成表 (様式6)
- (4) 資格必修科目のシラバス
- (5) 専任教員履歴・業績調書 (様式7) 【ウェブデザイン実務士、観光実務士、環境マネジメント実務士、上級環境マネジメント実務士、こども音楽療育士、園芸療法士、生活園芸士、社会調査アシスタント、社会調査実務士、国際ボランティア実務士、カウンセリング実務士の場合】
- (6) 施設設備調書 (様式8) 【ウェブデザイン実務士、こども音楽療育士、園芸療法士、生活園芸士の場合】
- (7) 到達目標評価表（本協会が定める「到達目標評価表による到達目標達成度評価」制度を導入する場合で、大学独自の評価方法（評価表を含む。）を利用する場合のみ。本協会が定める「到達目標評価表による到達目標達成度評価」制度の場合は不要）

第3 申請書等の提出期限は、原則として次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|-------|--------------------|
| (1) 会員校入会申請手続 | 毎 年 度 | 7 月 25 日又は1 月 25 日 |
| (2) 資格認定のための教育課程認定申請手続 | 実 施 前 | 7 月 25 日又は1 月 25 日 |
| (3) 賛助会員入会申請手続 | 毎 年 度 | 12 月末日 |

第4 本要項第2により認定を受けた資格教育課程編成表等に変更が生じる場合は、必要に応じて次に示す書類を事前に提出しなければならない。

- (1) 教育課程編成変更申請書 (様式3)

- (2) 申請事項変更届 (様式4)
- (3) 教育課程編成表 (様式6)
- (4) 資格必修科目のシラバス
- (5) 専任教員履歴・業績調書 (様式7)【ウェブデザイン実務士、観光実務士、環境マネジメント実務士、上級環境マネジメント実務士、こども音楽療育士、園芸療法士、生活園芸士、社会調査アシスタント、社会調査実務士、国際ボランティア実務士、カウンセリング実務士の場合】

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年12月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行し、第2は、こども音楽療育士、園芸療法士、ウェブデザイン実務士及びプレゼンテーション実務士の資格については、平成31年度の申請から適用する。また、第6については、平成29年9月25日から適用する。

附 則

この要項は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2023年9月15日から施行する。